

○ 千葉工業同窓会寄付金に関する細則

千葉工業同窓会寄付金に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、千葉工業同窓会規約第8条に基づき、寄付金に関し必要な事項を定めるものとする。この細則に定めのない事項については、常任幹事会において決定する。

(寄付金)

第2条 寄付金は、同窓会員及び趣旨に賛同する者から受けるものとする。主として同窓会報の発行時に、寄付金を募るものとする。

(寄付金の応募方法)

第3条 寄付金の応募方法は、次のとおりとする。

- (1) 寄付金は、1口1,000円とし、応募口数に制限を設けない。
- (2) 寄付金は、原則として、ゆうちょ銀行の払込用紙により指定口座に振り込むものとする。

(寄付金の管理)

第4条 寄付金は、同窓会役員のうち、事務局長、事務局次長及び会計が管理する。

- 2 会計は、寄付した者の氏名、寄付金の額及び寄付した年月日等を記載した払込取扱票、その他関係書類を保管しなければならない。

(運用)

第5条 会計は、寄付金を受けた場合に、これを同窓会の会計に繰り入れ、千葉工業同窓会会則第4章に従い、運用する。

(細則の改正)

第6条 この細則を改正しようとするときは、常任幹事会の議決を経るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成25年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則の施行前に、千葉工業同窓会報基金の設置及び運用要綱に基づき積み立てられた基金及びその他の行為は、この細則により行われたものとみなす。

(同窓会報基金の設置及び運用要綱、同窓会報基金運営細則の廃止)

- 3 千葉工業同窓会報基金の設置及び運用要綱、同窓会報基金運営細則は、廃止する。